

市町村義務教育費国庫負担政策と全額国庫負担論

井 深 雄 二

共通講座教室・人間社会科学講座

(1999年9月3日受理)

The Policy for Defrayment by the Treasury of Compulsory Education Expenditure and the Principle of Defrayment by National Treasury in Japan

Yuji IBUKA

Department of Humanities and Social Sciences

(Received September 3, 1999)

The purpose of this paper is to consider some characteristics of the policy for compulsory education expenditure in Japan before World War II.

The policy for defrayment by the treasury of compulsory education expenditure was started by the Law of National Grant for Compulsory Education Expenditure (1918). It was the system of compulsory education finance prescribed by this Law that a part of the expenditure required by the city, town, or village for salaries for elementary school teachers was defrayed by the National Treasury. At first, the amount of national grant was 10 million yen. But, it amounted to 85 million yen at 1930. We can find two features in the process by which the national grant was increased gradually. The first is that the main purpose of increasing the national grant was not improvement of salaries for teachers, but was relief to local finance. The second is that social demand for the principal of defrayment by the National Treasury had strengthened. With this social background, the ministry of education had been investigating the policy for defrayment by the treasury of the total amount of salaries for elementary school teachers.

序 — 課題と方法

本稿では、1918年市町村義務教育費国庫負担法（以下、1918年負担法）成立以降、1930年同法中改正並びに1932年市町村立尋常小学校費臨時国庫補助法に至るまでの期間を主な対象として、財政事情並びに社会的諸運動や諸政党の政策によって規定されるところの大きかった義務教育費国庫負担金の増額の経緯と、それを背景として形成されていった文部省に独自の義務教育費国庫負担政策を検討する。

第二次大戦以前の時期、1888年市制・町村制及び1890年小学校令（第二次）などによって確立された小学校の管理と経費負担の規律関係においては、学校の管理権限は国に、その経費負担責任は市町村に各々配分されていた。一般に、かかる教育行財政構造の下における義務教

育費国庫負担制度は、三つの目的乃至機能を担っていたといえることができる。第一は、窮乏する地方財政の救済である。第二は、義務教育における全国的一定水準の確保である。第三は、財政負担を通じての教育の国家統制の強化である。

1918年負担法は、市町村が負担する尋常小学校教員俸給の一部を国が負担する制度で、同法の理念を示している臨時教育会議答申の付属理由では、「市町村小学校教員俸給ノ国庫及市町村連帯支弁方法」を提案する所以は「教員ノ優遇ト市町村負担ノ軽減ノ二箇ノ理由」¹⁾にあるとされている。ここで、教員の優遇というのは、主に小学校教育の改善を目的とするものであったから、同答申では、小学校教育の全国的一定水準の確保と地方財政の救済の二つ目的を掲げていたものといえることができる。なお、「教員ノ優遇」に関連して、「各種ノ請願建議等」

においては「小学校教員費カ全然市町村ノ負担ニ属スル結果市町村小学校教員ノ俸給寔ニ菲薄ナルカ上ニ動モスレハ教員ハ町村有力者ノ左右スル所トナリ其ノ地位モ亦安固」ならぬことから、「国民教育ノ改善ヲ期セントセハ教員ノ待遇ヲ厚ウシ且ツ其ノ地位ヲ確保スルコトヲ要ス」²⁾ 旨の指摘のあることを紹介している。従って、同答申では待遇官吏としての教員の地位の確保、即ち教育（教員）の国家統制の強化も副次的な目的として示されていたものと見ることができる。

この1918年負担法に基づく義務教育費国庫負担政策の展開過程については、既に戦前において阿部重孝が興味深い論点を提示している。阿部は、義務教育費国庫負担政策は、「教育の機会均等」の確保、即ち小学校教育の全国的な一定水準を高度に確保することを主目的にすべきであるとの見地から、現実の義務教育費国庫負担政策が地方財政の救済を主目的として展開されていること、その結果教育の機会均等に資するところが甚だ少なくなっていることを批判的に指摘している³⁾。阿部の主張は、地方財政の救済自体を一概に否定しているものではないが、不均衡な地方財政の現実の下における義務教育費国庫負担制度の「妙味」⁴⁾ を、教育の機会均等を優先的に実現する可能性に見ていたものと言えよう。但し、阿部には義務教育費国庫負担制度を通じての教育の国家統制の強化に対する批判的視点は全く見られない。

これに対して、戦後の藤田武夫に代表される地方財政史研究の側からの義務教育費国庫負担制度研究においては、教育財政史上の意義のみならず地方財政史上から言っても、それが「国費地方費の負担区分に一時期を画したものととして、またその後異常の発展を示した負担金の端緒を拓いたものとして」⁵⁾ 特筆に値すると評価し、本格的な歴史研究の成果を提示した。そして、藤田は、義務教育費国庫負担金の意義について、次のように述べている。

「義務教育費国庫負担金は、国民教育補給金たる性格から、漸次財政補給金としての性格を強めるに至ったのである。この性格の著しい変化は、税制整理、両税委譲等の一般的地方財政問題とともにこの負担金の増額が、日程に上されたことにもよるが、一層根本的には、恐慌の深刻化による市町村財政の窮乏化に負ふところが大きい。かくして、国庫負担金の持つ財政的意義は、地方財政さらに根本的には経済状態の推移によって変化し、後には市町村財政補給金としての役割を演ずるに至ったのである。なほ、負担金の多寡が、国民教育事務の性質認識に基づく理論的基準によってよりも、むしろ時々々の国及び地方の財政状態と議会を中心とする政党の動きとによって多く規定されて来たことは、注目に値する。」⁶⁾

阿部の教育の機会均等論の視点及び藤田らの地方財政史研究の成果を踏まえて、1918年負担法の地方財政補給金機能を「義務教育費国庫負担制度の変則的機能」として詳細に分析したのが、高倉翔の研究である⁷⁾。高倉は、市町村義務教育費国庫負担法が個別教育補助金制度の形態を取りながら、実質的には一般地方財政調整機能を担ってきたこと、それ故に同制度は教育の機会均等の財政的基礎とはなり得ず、1940年税制改革による一般地方財政制度（地方分与税制度）に伴う1940年義務教育費国庫負担法の成立に至って初めて個別教育補助金の実質を得るに至ったことを指摘している。しかし、義務教育費国庫負担制度の教育統制機能については全く触れられない点で、歴史研究としては阿部とも共通する一面性があるように思われる。

義務教育費国庫負担制度が国家による教育統制の機能を担っていることは、藤田も指摘しているが⁸⁾、教育財政史研究においては伊藤和衛⁹⁾、五十嵐顕¹⁰⁾らが指摘してきたところである。にもかかわらず、これらの指摘は従来必ずしも実証的裏付けをもって展開されてきたとはいえない。その一つの理由は、戦前期の教育行財政が内務省と文部省の二重支配の下に置かれ、義務教育費国庫負担制度もこの点と無縁ではなかったことが具体的に検討されてこなかった点にあるように思われる。即ち1918年負担法の地方財政補給金機能は主として内務省側の義務教育費国庫負担政策の論理と見ることができるが、これに対する阿部や高倉の「教育の立場」からの批判の論理は、「教育の機会均等」であった。しかし、戦前期において「教育の立場」に立った政策論理を展開すべき文部省は、必ずしも「教育の機会均等」を主目的として義務教育費国庫負担政策を展開していた訳ではなく、むしろ教権の確立論に見られるところの教育の国家統制の強化の見地が優先していたように思われる。本稿では、かかる観点から、管見の限り従来用いられたことのない文部省公文書を主な史料として¹¹⁾、義務教育費国庫負担金の増額を推進した文部省に独自の政策論理を明らかにしたい。

1. 1918年市町村義務教育費国庫負担法と連帯支弁主義

戦前日本の義務教育財政史において、1918年市町村義務教育費国庫負担法（以下、1918年負担法）の成立が画期的意義を有することは、従来の研究においてしばしば指摘されてきたところである。その画期性を、本稿に関連する限りで要約すれば、従来の小学校経費の市町村負担の原則が大きく修正され、国の負担責任が明確にされて、国と市町村の「連帯支弁主義」が採られたことであ

る。

本稿において、1918年負担法の詳細を論じることは不要であるが、同法を枠組みとして展開される義務教育費国庫負担政策の理解に関わって、いわゆる「半額主義」論についてのみ触れておきたい。

1918年負担法の理念を示す臨時教育会議答申では、「市町村立小学校教員俸給ノ国庫及市町村連帯支弁方法」の実施と共に、「国庫支出金額ハ右教員俸給ノ半額ニ達セシムコトヲ期ス」¹²⁾ べきことを提言している。ここに臨時教育会議答申を半額国庫負担主義と特徴づける根拠があり、同法が規定する国庫負担額の改正が問題になる際に、半額国庫負担は一つの目安として機能してきたことも事実である。このため、臨時教育会議答申は「半額主義」を採っているという理解が戦前来流されることとなる。政党では政友会の議員がこの解釈を示していたが¹³⁾、『帝国教育会五十年史』(1933年)においても、この解釈が説かれている¹⁴⁾。しかし、一方民政党の議員はこの解釈を採らず、むしろ同答申は理想としては「全額主義」を内包しているという解釈さえ示している¹⁵⁾。

この点に関する臨時教育会議答申の分析は別の機会に譲るが、少なくとも同答申の解釈には幅があり得ること、及び文部省はこれを国庫負担金の限度を画するという意味での「半額主義」とは解釈していなかったことを確認しておきたい。即ち、1918年負担法成立の立て役者である岡田良平は、臨時教育会議答申が教育事務の性質に基づくところの「主義」として小学校教員俸給の半額という目標を示したのではないことを度々表明している。例えば、1918年負担法案が審議された第四十回帝国議会において、瀧正雄(政友会)による義務教育費を国が負担すべき標準の金額についての質問に対し、岡田文相は次のように答弁している。

「此義務教育費ト云フモノハ、国庫ト町村ト両方担任スルノガ当然デア、其割合ハドレ程ニ定メタラバ宜イカト云フコトハ、是ハ余程六カ敷イ問題デアリマシテ、ドレ程国庫ガ出サナケレバナラヌト云フハッキリシタ、ドウモ理論モアルマイト思ヒマス、(中略) 我国ニ於キマシテ何所ヲ標準ニ置クカトイウ動カスベカラザル標準ノアル訳デナイ、両方カラ担任スル事丈ハハ動カヌト思ヒマスガ、割合ニ就テハ標準ハ余程混ジテ居リマス、而シテ此案ヲ立テタニ就テ何カ標準トスル所ヲ持ッテ居タドラウト云フコトデ御坐イマスレバ、此案ヲ立テマシタノハ俸給ノ半額ヲ国庫ガ担任スルト云フノガ適当ナモノデアラウト思フ、是ハ教育会議ノ決議モソコニアル、是ヲ標準トシテ格別一定シテ居ナイト云フコトニシテ置キマシテ、追々ニ其目的ニ達スルト云フノガ此案ノ精神、此教育会議ノ決議モ其精神デアリマス」¹⁶⁾

また、1926年の第51回帝国議会において、1923年改正によって4,000万円となっていた国庫負担額をさらに2,000万円増額する政府予算案が審議された際、東武(政友会)より「教育ノ大體方針トシテ半額主義ヲ維持スルト云フコトハ、出来ルコトナラバ幾ラデモ増額スルト云フコトトハ非常ナ相違ガアル」として、政府に対し臨時教育会議答申以来の「半額主義ヲ廃棄致シタモノデアルカ否」という質問に対し、岡田文相は、次のように答弁している。

「臨時教育会議ニ於キマシテ比半額ヲ相當トスルト云フヨウナ決議ヲ致シマシタコトガアル、併シハ半額主義トカ全額主義トカ、ソナ主義ハ何処ヲ探シテモアルモノデハナイ、(中略) 今日ノ時代ハ其ノ時ト違ッテヨリマスカラ、半額主義ト云フヨウナサウ云フ主義ヲ固執セラレナケレバナラヌト云フヤウナコトハ決シテナイ、ソレナラバ全額主義カト云フオ尋ナラバ、全額主義ト云フ主義ヲ今日承認スル訳ニモ行キマセヌ、要スルニ是ハ財政ノ事情ト、其ノ他ノ諸般ノ情勢ニ依ッテ適當ニ考慮ヲ致スベキ問題デアロウト思フノデアリマス」¹⁷⁾

このように、義務教育費における国と市町村との負担割合について、理論的にも制度的にも一定の標準はなく、臨時教育会議答申における半額も「それを超過してはならぬといふ意味を含んではゐない」¹⁸⁾ というのが岡田の認識であった。そして、1918年負担法の精神が連帯支弁主義以上のものではないということは、文部省の公式見解でもあったということが出来る¹⁹⁾。従って、1918年負担法が定額制であったこととの整合性からみても、これを半額国庫負担主義と特徴づけることは妥当でないといえよう。

他方、半額国庫負担主義自体について言えば、当時それは立憲政友会の政策であった²⁰⁾。1925年に政友会が発表したとされる「政友会教育政策」によれば、義務教育費国庫負担金について、「地方自治体に独立の財源を附与すると共に、義務教育費国庫負担金は教員俸給の半額を目標とし、教育の改善振興の徹底を期すること」²¹⁾とされている。ここで、「地方自治体に独立に財源を附与する」とあるのは、政友会の地租委譲案を指しているものとみてよい。義務教育費国庫負担制度は、既述の通り教員の待遇改善と地方財政の救済という二重の目的を持っており、主としてこの後者の目的に関わって、政友会の地租委譲案と憲政会(後民政党)の義務教育費国庫負担金の増額案(教員給与の全額国庫負担案)とが対立していた。その際、本研究との関わりで注目されるのは、政友会が地租委譲と教員給与の半額国庫負担主義を主張するに当たって、地方分権による画一教育の廃止を主張していたことである。例えば、第56回帝国議会で地租委譲

案が審議された際、衆議院本会議において武藤山治が次のような演説を行っている。

「両税委議の結果は、最も我国を悩ます所の画一教育の制度を廃しまして、さうして之を地方に移して、各地方が自由自在に自分の市町村に適する所の学校教育を行ふ、斯う云うことになりましたならば今後農村の財政なるものは、非常に圧迫を免れるだろうとおもうふのであります、民政党の諸君は、両税委議には反対であるが、義務教育費の国庫負担には賛成せられて居ります、我国の義務教育費は二億五千万円であります、此中で七千五百万円、教員の俸給が国庫に移されました、是れ以上七千万円を国庫負担に移さうと云ふのが、民政党諸君の主張せらるる所であります、処が此民政党の諸君の主張せらるる義務教育費七千万円国庫負担の蔭には、私は二つの弊害が横つて居ると思ふ、一つは地方の人々をして、自分の子供の教育すら国家に頼り縋る卑屈なる精神を喚起すると云ふことになると思ひます、又民政党の諸君は、義務教育費中教員俸給の部分为国庫に移せば農村の財政が助かるかと御考になって居るかも知れませぬが、是は恰も脹満病に罹つて居る腹から、水を取るやうなものでありまして、一時は助かるかも知れないが、画一教育を強制させる結果、義務教育費の教員俸給負担全額一億四千万円国庫に移されたならば、其反対に全国貧弱町村は、一層画一教育の制度の下に、私は悩まされるだろうと思ひます。」²¹⁾

このように、教育の地方分権の主張を伴う政友会の半額負担主義は、義務教育費国庫負担金増額の限度を画する意義を持っており、こうした点からも、臨時教育会議答申、従つて1918年負担法自体が「半額主義」を内包していたと評価することには疑問がある。

2. 義務教育費国庫負担金増額の経緯

定額制の市町村義務教育国庫負担法は、定率制の1940年負担法に移行するまでの間に、国庫負担金を増額する都合4度の改正が行われた。この増額の経緯について詳論することは本稿の目的ではないので、行論に必要な限りで、要約しておく²²⁾。

臨時教育会議答申では、国庫支出金額を小学校教員俸給の「半額ニ達セシメムコトヲ期ス」とされていたが、1918年負担法では、国庫負担金は1,000万円とされ、それは当時における小学校教員俸給の約20%相当に止まっていた。

この義務教育費国庫負担金の増額は、何よりも帝国教育会と全国町村長会が強く望むところであった。帝国教育会は、その前身である大日本教育会（1883年9月9日

創立）の時期から小学校教育費の国庫補助を政府に対して求め、伊澤修二によって組織された国立教育期成同盟会（1892年11月29日発足）共々帝国議会への請願など活発な運動を展開し、井上毅文相期には箝口訓令（1893年10月28日）が発せられるほどであった。帝国教育会への名称変更後も、全国連合教育会でしばしば小学校教員俸給の国庫支弁を建議している。臨時教育会議答申及び1918年負担法の成立に際し、この帝国教育会の運動は一定の影響を持っていたと言ふことができ、このことは同法成立後の国庫負担金の増額についても同様であった。

一方、全国町村長会は、1920年5月、「町村自治の精神の普及徹底」を目的に内務省系の中央報徳会の主催で開催された全国町村長会議を起点として結集が始まり、同年12月12日に三重県町村長会の主唱による小学校教員俸給国庫支弁請願運動に関する協議会が東京で開催され、その場でこの運動の強化を目的として常設の全国町村長会を組織することが決定された²³⁾。全国町村長会は、1921年2月12日・13日に創立総会が開かれ、第一号議案として、小学校教員俸給国庫支弁問題の「解決を当面の第一事業」とすることが可決された。このように、全国町村長会は何よりも小学校教育俸給の国庫負担を求めて組織されたものといわれている²⁴⁾。

ところで、帝国教育会は、この全国町村長会の創立の準備段階から義務教育費国庫負担金増額を求める運動の提携を求め、全国町村長会の創立総会直後、帝国教育会主催の全国町村長会議を開き、1918年負担法を改正して「義務教育に従事する教員の俸給を国庫の負担に帰せしむる」こと決議している²⁵⁾。

なお、農村における地方名望家が結集する団体として全国町村長会以上に政治的影響力があつたされる帝国農会も、やや時期が遅れるが、小学校教員俸給の全額国庫負担を求めている。

こうした半官半民的社会団体の圧力を背景に、帝国議会の諸政党も義務教育費国庫負担金の増額を求めている。しかしながら、1918年負担法の成立後に成立した原敬（政友会）内閣は、教育費政策としては高等教育の拡充を優先し、地方財政の救済としては行政整理を優先して容易に義務教育費国庫負担金の増額に応じなかった。即ち、原内閣は、一年現役小学校教員国庫負担制度を新設（1921年3月）することで当座を繕いつつ、「市町村教育費の整理節約を謀り仍必要ある場合に於ては相当金額を増加支出」²⁶⁾するという政友会の政策に則つて、1921年7月23日臨時教育行政調査会を設置した。この「小学校教育費の整理」政策に対しては、帝国教育会を中心に教育擁護同盟が組織されて反対運動が盛り上がりを見せ、原敬の暗殺事件も影響して、同調査会の答申に基づく「教育費の整理」提言はほとんど実効性をもたなかった

とされている。また、同調査会は、答申とは別に「市町村立小学校費ニ対スル国庫支出金増額ニ関スル建議」を行い、臨時教育会議答申の国庫支出金を教員俸給の半額に達せしむる旨趣を「成ルベク速ニ之ヲ実施」することを求めている²⁸⁾。

この間、1,000万円の国庫負担金は、1918年当時こそ小学校教員俸給費の約20%に相当していたが²⁹⁾、第一次大戦後の物価騰貴とこれに伴う教員俸給水準の一定の引き上げにより、1922年度には小学校教員俸給費の約8%にすぎなくなっていた。このため、折からのワシントン海軍軍縮条約調印(1922年2月6日)に伴って財政上の余裕が生まれる見通しが立ったことから、諸政党の一致した要求に基づき、1923年3月加藤友三郎内閣の下における負担法中改正によって3,000万円の増額が計られ、国庫負担金は4,000万円となった。

1923年負担法改正は主として地方財政の救済を目的としたもので、同改正により国庫負担金の配分方法も地方財政調整機能が強化されることとなった。ところで、地方財政の救済については、前述の通り政友会は地租委譲を主張し、これとの関係で義務教育費国庫負担金は小学校教員俸給の半額を限度とする政策を採っていた。これに対して、憲政会は全額国庫負担主義を採って対抗していた。即ち、義務教育費国庫負担金の増額問題は、税制整理問題と不可分の関係を持つに至った。

第51回帝国議会において、憲政会主導の税制整理案と共に義務教育費国庫負担金を2,000万円増額することが政府より提案された。この政府案は、法改正を伴わない予算措置とされていた。これに対して、政友会は地租委譲案を掲げて正面から対立したが、政友会より別れ出た政友本党は義務教育費国庫負担金4,000万円増額改正などの妥協的な対案を掲げた。税制整理案の政府提案の通過を図る憲政会は政友本党と組み、税制整理案の一定の手直しと義務教育費国庫負担金を1926年度に3,000万円増額、翌年度にさらに1,000万円増額することで妥協した。こうして、1926年負担法改正は、政友本党提案の改正案が一定の修正を受ける形で成立した。なお、政友本党の提案通り4,000万円の増額が実現した場合、国庫負担金額は8,000万円となり、それは1925年度の小学校教員俸給実績(138,546千円)の約6割(58%)に相当したから、半額国庫負担主義を採る政友会にとっては看過できない問題であった。そこで、衆議院において山崎傳之助(政友会)が政友本党案は半額国庫負担の目標の変更を企てていると詰問したのに対し、小川郷太郎(政友本党)は、4,000万円増額案は税制整理との関連で提案しているもので、「従来ノ目標ヲ変更スルカドウカト云フコトハ申上ゲル必要ハナイ」³⁰⁾と突っぱねている。

1927年負担法中改正は、国庫負担金を500万円増額す

るもので、これは前年度の積み残し課題を処理したものであるが、財政上の都合を理由として、1,000万円の増額予定を半額に押さえたものである。これにより義務教育費国庫負担金は、7,500万円となった。

国庫負担金額の変更としては最後の1930年負担法中改正は、小学校教員俸給の全額国庫負担政策を採る民政党内閣の下で、小学校教員給与の半額を意図的に越えるものであり、義務教育費政策を全額国庫負担主義に向ける上で、一つの画期となった。そこで、この1930年負担法中改正については、項を改めて述べることにしたい。

3. 1930年市町村義務教育費国庫負担法改正と全額国庫負担論

普通選挙法の成立(1925年)後、1927年6月に憲政会と政友本党が合同して民政党が組織された。この民政党の基本政策の一つが小学校教員俸給費の全額国庫負担であった³¹⁾。民政党は、最初の普通選挙(第16回総選挙、1928年2月20日)では、第1党を政友会に譲ったが、田中義一(政友会)内閣の後を継いだ浜口雄幸(民政党)内閣の下で行われた第17回総選挙(1930年2月20日)では衆議院において圧倒的な多数を占めるに至った。国庫負担金を1,000万円増額して総額8,500万円とする1930年負担法中改正は、この民政党の政策に基づくものである。これにより、義務教育費国庫負担金は、小学校教員俸給の約52%となった。

1930年負担法中改正は、国庫負担金の増額に止まり、連帯支弁主義の制度理念それ自体には変更がなかった。しかしながら、法改正を進める民政党の全額国庫負担主義政策は、独り民政党の政策に止まらず、文部省の方針にも影響を与えていたと見られる。

文部省公文書の中に、1930年改正に際して、文部省内で第58回帝国議会における予想質問答弁書又はそれに類するものとして作成された推察される「厳秘 義務教育費国庫負担金増額案論議ノ要点」(「沿革」)と題する文書がある。この文書は21項目に渡って問と答が記載され、臨時教育会議の答申決議が資料として添付されている。その第1項目は「(問)市町村立小学校教員俸給ノ全額ヲ国庫ノ負担タラシメムトスル理由如何。」とあり、(答)の中で、「国庫ニ於テ義務教育費ノ全額ヲ負担セントスル場合ハ格別ナレドモ其ノ一部ノ程度ニ於テ教育費ヲ負担セントセバ人件費ノ全額ヲ負担スルコトトシ、各市町村ノ事情ニヨリリテ斟酌ノ範圍広キヲ要スル物件費ハ姑ク之ヲ市町村ノ支弁ニ委スルヲ以テ妥当ナリト認ム。」と述べられている。また、第2項目の「(問)今回国庫負担金1千万円ノ増額ヲ為スハ教員俸給全額国庫負担主義実行ノ一部トシテ之ヲ企図セルモノナリヤ。」という

問いに、「今回ノ増額案ニ依リ政府ノ実行セムトスルコロハ教員俸給ノ一部負担ナルコトハ勿論ナリト雖之ヲ以テ教員俸給全額負担ニ一歩ヲ進メタルモノト言フベシ」という答えを用意していた。

また、この時期、文部省内で尋常小学校教員俸給の全額国庫負担の研究が進められていたと見られる。1929年11月9日の義務教育費国庫負担金の1千万円増額の閣議決定を受けて、来るべき帝国議会に向けた法案等を作成する過程で省内において作成されたと推察される「義務教育費国庫負担金増額ニ関スル参考書」（「沿革」）の中に、「義務教育費国庫支出金ヲ教員給与全額負担トスル場合ノ利害関係」という文書が含まれている。それによれば、全額国庫負担とした場合の「有利ノ点」は、以下の四点である。

一、昭和四年度尋常小学校教員俸給ハ約一億四千九百八十五万円ニシテ現ニ国庫ニ於テ七千五百万円ヲ負担セルヲ以テ俸給全額負担トスルキハ直ニ約七千三百八十五万円市町村ノ負担ヲ軽減スルコトナリ其ノ財政ノ緩和ヲ図リタル余力ヲ以テ一層地方自治ノ改善発達ヲ助成シ且地方ノ実情ニ適シタル教育施設ヲモナシ得ベシ

二、従来小学校教員ハ動モスレバ市町村民ヨリ雇傭人視セラセ市町村ノ有力者ニ左右セラル、傾向アリテ之ガ為メ確固タル信念ノ下ニ教育スルコト至難ノ場合ナキニアラズ是主トシテ教育俸給ヲ市町村ニ於テ支給スルニ因ルモノナルヲ以テ之ヲ国庫ニテ全額負担スルニ於テハ此ノ弊ヲ避ケ教権ヲ確立スベシ

但シ尋常小学校教員俸給ノミ国庫負担トセズ単置ノ高等小学校及尋常小学校高等科勤務ノ教員等ニ対シテモ国庫ヨリ俸給ヲ支給スルニアラザレバ本項ノ目的ハ達シ得ザルベシ

三、資力薄弱ナル町村ハ財政上優良ナル教育ヲ招致スルコト困難ナルモ全額負担トスルキハ之等特殊ノ事情ニアル町村ニ対シテモ優良教員ヲ配置シ全国的ニ教育ノ機会均等ヲ図ルヲ得ベシ

四、義務教育年限延長ノ時期ヲ一層促進セシム

これに対して、「不利ノ点」は以下の三点である。

一、尋常小学校教員俸給ハ既往五ケ年ニ於テ毎年平均約六百万円以上ノ通増ヲ来セルヲ以テ之カ金額ヲ国庫ニ於テ負担スル場合ハ国家財政ニ脅威ヲ来シ実行困難ニ陥ルニ至ルベシ

即チ教員ヲ優遇スルニ於テ在来ノ如クナルコト能ハザルベク従来毎年教員俸給平均額ノ増加ヲ来シ教員ノ待遇逐次向上シツ、アルハ市町村ガ其ノ事情ノ許ス限りニ於テ俸給ノ増額ニ努ムガ為メナルモ其ノ全部ヲ国庫ニテ負担スルニ於テハ一般官吏ト同様ノ取扱トナルヲ以テ之レガ為メ独り教員俸給ニ限り平

均額ヲ増加スルコトハ困難ニシテ平均給ノ行詰リヲ来スベシ

（参考）市町村立尋常小学校教員俸給等調（略）

二、尋常小学校教員ノミ俸給全額負担ヲ実施スル場合尋常高等併置小学校ノ高等科勤務ノ教員並ニ単置ノ高等小学校教員俸給ニ対シ国庫ヨリ支出ナキトキハ彼此ノ権衡ヲ失ヒ教育上面白カラザル結果ヲ来スベク又之等モ国庫支出金ヲ交付スルコトセバ小学校教員俸給全額ニ対シ負担スルコトナリ一層財源ニ困難ヲ来スベシ

三、臨時教育会議ニ於テ決議シタル小学校教員俸給連帯支弁主義ヲ尊重セザルコトナルベシ

これを見ると、市町村財政の緩和に続いて、教員の国家管理の強化による「教権の確立」が「有利ノ点」の2番目に掲げられていること、問題点はおそらく国家財政にとって脅威になる可能性に求められていること、別に、臨時教育会議の答申である連帯支弁主義との関係が「不利ノ点」として挙げられていることが注目される。

4. 1932年市町村立尋常小学校費臨時国庫補助法と全額国庫負担論

1927年の金融恐慌と1929年の世界恐慌、さらに1930年の金解禁政策によるデフレーションなどによって日本経済は都市農村を通じる深刻な恐慌下におかれ、地方財政の窮乏化に拍車がかげられた。こうした社会経済情勢は、教育界においては一方で教員給与の遅滞・不払いを蔓延させ、他方で教育労働者の階級的自覚に立つ教員組合運動の展開を促すこととなった。かかる背景の下に、1932年市町村立尋常小学校臨時国庫補助法が成立した。³²⁾

1932年補助法は、時局匡救策の一環として3年間の時限立法であったが、「国庫負担法とほぼ同一の目的と機能」をもつとともに、「全額国庫負担主義への傾斜」³³⁾を持つことが指摘されている。この点を、1932年負担法に即して敷衍すれば、同法第4条第1項で、「本法ノ補助金ハ市町村立尋常小学校教員ノ俸給ニ要スル経費ニ充ツルモノトス」と規定して、補助金の支出目的が負担法と同じ教員給与にあることを示しつつ、第2項で「本法ノ補助金ガ市町村義務教育費国庫負担法ノ国庫交付金ト合算シ町村立尋常小学校教員ノ俸給ニ要スル経費ノ全額ヲ超エル場合ニ於テハ町村立尋常小学校ノ教員俸給ニ要スル経費以外ノ経常費ニ之ヲ充ツルコトヲ得」として、町村によっては教員俸給の全額国庫負担が事実上実現することを予定していた。但し、1932年補助法自体が全額国庫負担主義を目指していたかといえは必ずしもそうではなく、この点での政府の立場は1930年負担法改正の際と基本的には同じであったと見られる。例えば、1932年

補助法が審議された第63回帝国議会衆議院委員会において、作田高太郎（民政党）による義務教育費国庫負担金を将来増額していく際の標準に関する質問に対し、鳩山一郎文相は、次のように答弁している。

「只今ノ御質問ハ、全額国庫負担ヲ標準トスルカ、或ハ連帯支弁主義ヲ捨テナイカト云フ御質問ト承知シマスガ、全額国庫負担主義ヲ採用スルト云フ肚ハマダ決メテ居リマセヌ」³⁴⁾

これは、補助法が市町村財政の窮乏の緩和を目的とする臨時的なもので、制度的には「従来通りノ連帯支弁主義」³⁵⁾は捨てていない、という文部省の公式見解を踏襲するものである。しかし、同時に鳩山は次のようにも述べている。

「全額国庫負担ニシテシマツテ、サウシテ義務教育本来ノ趣旨ヲ徹底セシメルト云フコトニハ、確カニ一応ノ理由ガアルト思フノデアリマス、併ナガラ全額国庫負担ニスレバ、何処マデ其全額国庫負担ガ殖エテ行クカ分リマセヌ、(中略) 何処マデ国ノ財政ガ小学校教育ノ為ニ脅威サレルカ、測リ知ルベカラザルモノガアルノデアリマスカラ、理想トシテハ非常ニ良イヤウナ点モアリマスケレドモ、現在ノ日本ノ国情ニ於テ、直ニ之ヲ実施スルト云フコトハ不可能ノヤウニ考ヘラレルノデアリマス」³⁶⁾

この鳩山の見解は、義務教育費の全額国庫負担を「理想」としつつ、その実現が国家財政の実情から難しいとするものであるが、これを1918年負担法の成立に際して、「町村自治体の教育上」³⁷⁾の理由から全額国庫負担ではなく連帯支弁主義を採ったという岡田良平の見解と比較すれば、全額国庫負担主義への傾斜は明らかといえよう。

当時の帝国議会においても、1930年負担法改正以降の社会経済情勢の急展開は、義務教育費国庫負担の半額主義・全額主義の原則的議論を背景に押しやり、全額国庫負担を求める請願が連年採択されるようになっていく。例えば1933年第64回帝国議会衆議院請願委員第四分科会で、「小学校教員俸給全額国庫支弁ニ関スル件」が審議された際、岡田伊太郎（政友会）は、次のような賛成答弁を行い、異議なく採択されている。

「従来永イ間全額ノ国庫支弁ニ付テハ主義ノ上ニ於テ相当ノ論議モ致シテ居タコトデアリマス、尚ホ其論議モ存シテ居リマセウ、ケレドモ、今日ノ地方自治体ノ窮乏ヲ告ゲテ居ル現状ニ鑑ミマシテ、世ノ中ガ財界ナドノ不況ニ伴ウテ窮屈ニナレバナル程、此教育ノ責任ハ忽セニスルコトハ出来ヌノデアリマス、今日ノ情勢ヨリシテ全額国庫ニ支弁ヲ仰グト云フコトハ已ムヲ得ヌコトデアラウト思ヒマス」³⁸⁾

なお、同請願委員会では、「小学校校長俸給全額国庫支弁ニ関スル件」も審議されたが、小学校教員の全額国

庫支弁が採択されたからには議論の要なし、として採択されている。

こうした状況の下で、文部省では引き続き小学校教員俸給の全額国庫負担について、検討が進められていた。文部省公文書の中に、1933年頃に作成されたと推定される「市町村立尋常小学校教員俸給全額国庫負担トスル場合ノ利害関係」(「沿革」)という文書がある。これは、先述の「義務教育費国庫支出金ヲ教員給与全額負担トスル場合ノ利害関係」と同じ形式で、論点の整理を行っているものであるが、「有利ノ点」として前者より3点多い7つの点が挙げられている。新しく加えられた論点を紹介すれば、「教員俸給ノ支払延滞ヲ根絶セシムルコトヲ得」、「教育ノ生活ヲ安セシメテ延ヒテハ思想上ニ好影響ヲ及ボス」、及び「教育費ニ対スル町村ノ負担ヲ軽減シ以テ市及町村ノ教育費負担ノ均衡ヲ図ルノ必要アリ」の3点である。また、「不利ノ点」も1点多い4点が挙げられており、新たに「地方人ト教員間トノ意思ガ現在ヨリ疎遠トナリ教育ノ効果ニ支障ヲ生ズ」と言う論点を加えられていた。追加された「有利ノ点」は全額国庫負担の要求が高まってきた社会情勢を、「不利ノ点」は全額国庫負担の容認に傾いてきた政友会への配慮を反映しているように思われる。以上の外、この文書には「市町村立小学校教員俸給全額国庫負担トスル場合ノ一ケ年度所要経費概算」や「市町村立小学校又ハ尋常小学校教員俸給全額国庫負担トスル場合ノ経費所要額及ニ依ル市町村負担軽減状況調(昭和七年度実績ニ依ル推算)」などの詳細な数値を示す表が添付されており、1930年段階よりも、一層具体的な検討が行われていたことを窺わせる。

4. 未発の小学校長俸給全額国庫負担政策

また、同時期に「市町村立尋常小学校校長及尋常高等小学校校長ノ俸給全額ヲ国庫負担トスル場合ノ利害関係」(「沿革」)と題する文書も作成されている。小学校長俸給の全額国庫負担論は、「教員俸給全額国庫負担ノ前提トシテ国庫支出金ヲ先ヅ小学校長の俸給ニ要スル経費ニ充当」せしむることを意図したもので、小学校教員俸給全額国庫負担が実現するまでの次善の策として教育界では強い要望があったとされている。前記文書によれば、この小学校長俸給の全額国庫負担については、(1)当時の国庫負担金8,500万円を前提として、この内より「先ズ以テ校長俸給ヲ全額支出シ、其ノ残額ニ付負担法ノ現行分配法ニ依ル場合」と、(2)負担法の教員数より校長数を除外し、「校長俸給ハ別途ノ国費ヲ以テ校長俸給全額国庫負担トナス場合」の二通りについて、「昭和七年度」の数値に基づく試算値が示されており、後者の場合

には、23,785,895円の国庫負担金増となることが示されている。

小学校長俸給の全額国庫負担については、1932年補助法が審議された第63回帝国議会衆議院委員会において、松尾孝之（政友会）が小学校教員俸給の全額負担主義を直ちに採らないとしても「セメテ小学校校長タル訓導ノ俸給全額ヲ国ガ負担スルト云フコトニ付テ、文部省ハ何カ将来御考ガアリマスカドウカ」と質したのに対し、鳩山文相は「教員俸給中、校長ノ俸給ダケハ少クトモ国庫ノ負担ニシテ貫ヒタイト云フ御意見ニ対シマシテハ私ハ賛成致シマス、サウ云フヤウナ時期ガ来レバ洵ニ結構ダト思ッテ居リマス、校長ヲドウカシテ其地方ノ教化ノ中心ニシタイ、サウシテ其ノ地方ノ風教ヲ良クシタイトイウ熱烈ナ希望ヲ持ッテ居」と答弁している³⁹⁾。ここでも、小学校校長俸給全額国庫負担を望む教育上の理由を、教権の確立論に求めている点が注目される。

この小学校長俸給全額国庫負担案は、文部省内で具体化のための検討が進められ、成案が得られて1934年9月11日の省議に諮られたことが報じられている。報道によれば、この時の案は、義務教育費国庫負担金は8,500万円のまま、その中から校長俸給約2,300万円の全額を国庫支弁とし、残りを従来通り市町村に配分することを骨子として、市町村義務教育費国庫負担法の改正を予定していた⁴⁰⁾。そして、当時普通学務局長の地位にあって、同案の取りまとめに関与した下村寿一の回想によれば、「小学校長の奏任待遇たり得る者の数が著しく増加し、精神的待遇向上の実挙れるに伴ひ、俸給を国庫支弁に移し、其の職務に対する信念を強化して教権確立の一助とし、又資力薄弱なる町村にも優良校長を永く勤続せしめて優良校長都市集中の弊を矯め得る等」⁴¹⁾が同案の趣旨であった。この小学校長俸給全額国庫支弁案に対しては、全国小学校教員会など教育界は歓迎したが、町村長会は強い反対の意向を表明している。町村長政務調査会委員会主事の福井某の談話として伝えられるところによれば、その反対の理由は次のようであった。

「一体教育が自治体の経営下にあつて初めて学校と町村との一致融合が計られる。校長給が国庫支弁となれば表面上国家の官吏とならないでも校長の気持は自然に町村と離れるやうになる。従つてこれが実現されれば校長と町村長とは感情的に疎隔になることは免れぬ。これは経済的に見ても町村側に不利である。以上の様な色々な理由で町村長会では大反対である。」⁴²⁾

下村自身、この案には種々の問題点があつたとしているが、結局文部省の省議でも決定にまでは至らず、立ち消えになってしまった。

この小学校校長俸給国庫負担問題の顛末は、後の小学校教員俸給道府県費移管問題との関連で見た場合、二つ

の点が注目される。第一は、小学校長俸給全額国庫負担は、小学校教員俸給全額国庫負担につながる可能性を持つものであるにも拘わらず、小学校教員俸給全額国庫負担を求める全国町村長会が反対した点である。その要点は、この案が小学校校長俸給費の財源負担に止まらず、国庫支弁にまで踏み込んでいた点にある。換言すれば、全国町村長会の要求は小学校教員俸給の全額国庫負担＝市町村支弁案であつたということが浮き彫りにされた訳である。それ故、次の段階で浮上する小学校教員俸給の道府県費移管案に対しても、それが市町村支弁を改めることになることから、全国町村長会は反対の意向を示すことが予測され、また実際に示すところとなる。

第二は、小学校長俸給を国庫支弁とすること自体に伴う実務上の困難が文部省当局によって自覚された点である。『教育週報』は、「小学校校長給国庫支出問題つひに絶望」と題した記事の中で、河原普通学務局長談として、同案が省議決定に至らなかつた理由を次のように報じている。

「あの問題はその後研究を重ねたが、校長給全額負担といふことになると俸給が動もすると固定される傾向があり、地方の実情に即するやうに俸給額を定めやうとするには之が調査等實際上多大の困難を伴ふことになる。従つて公平を保つことが出来ないといふ様な事になると、そこから種々の弊害を生ずる虞がある。彼此の事情からあの問題は今日の所では保留になつて居る」⁴³⁾

俸給の国庫支弁が実務上の困難を伴うという理由は、後の小学校教員俸給道府県負担（支弁）移管案の主要な論点の一つであつた。

5. まとめ

1918年市町村義務教育費国庫負担法は、小学校教員の待遇改善と市町村財政の軽減の二つを主な目的として、市町村が負担（支弁）する尋常小学校教員俸給の一部を国庫が負担する制度で、その理念は「連帯支弁主義」と称された。同法に基づく国庫負担金増額の当初の目安は臨時教育会議答申で示された小学校教員俸給費の半額であつたが、定額制の制度原理は国と市町村の負担割合に一定の基準を与えるものではなかつた。

国庫負担金の増額は、全額国庫負担を求める全国町村長会、帝国農会、帝国教育会等の要求と運動を背景にしつつ、半額主義をとる立憲政友会と全額主義をとる民政党との帝国議会における論争を伴つて漸次進んだ。しかし、増額を決める法改正の際の主目的は、地方財政の救済であつた。この点は、1930年負担法中改正において、全額主義をとる民政党内閣の下で小学校教員俸給の半額

を意図的に越える8,500万円の国庫負担金額が決まった際も同様であった。

一方、文部省においては、少なくともこの1930年負担法中改正の前後から小学校教員俸給の全額国庫負担の研究が着手されていたが、その主目的は待遇官吏としての小学校教員の地位の向上による教権の確立に向けられていたといえることができる。

1932年市町村立尋常小学校臨時国庫補助法の段階に至ると、帝国議会においても党派を越えて全額国庫負担論が大勢となっていた。こうした背景の下で、1934年には、小学校教員俸給全額国庫負担に至る次善の策として教育界に要望のあった小学校校長俸給全額国庫負担について、文部省内で検討が進み、小学校長俸給全額国庫支弁案として省議へ諮られるまでに至った。この小学校長俸給全額国庫支弁案の特徴は、その主目的が校長の優遇による教権の確立にあったことである。しかし、校長俸給を市町村支弁から国庫支弁に移すことには全国町村長会の強い反対があり、また俸給の国庫支弁には実務上の難点があることも障害となって、遂に省議決定にまでは至らなかった。この小学校長俸給全額国庫支弁問題の顛末は、後の小学校教員俸給道府県負担移管政策を暗示するものといえることができる。

注

1) 『資料 臨時教育会議 第一集』 p.85

2) 同上 pp.83-84

なお、従来臨時教育会議自身の見解である「二箇ノ理由」と「各種ノ請願建議等」の二つの主張とがしばしば混同されて論ぜられるが、教員の地位の確保は帝国教育会や文部省の望むところであったものの、町村長はむしろ教員任用の内申権の獲得を望んでいたことからすれば決して世論の一致するところではなく、それ故臨時教育会議自身の言葉としては述べられなかったものと評価すべきであろう。

3) 阿部重孝「教育財政」岩波講座『教育科学』第18冊 1933年、同『教育改革論』1937年所収。本稿では『阿部重孝著作集 第六巻』(日本図書センター 1983年)を用いる。

4) 前掲・阿部重孝「教育財政」『阿部重孝著作集 第六巻』 p.183

5) 藤田武夫『日本地方財政発展史』河出書房 1949年 p.260

6) 同上 p.261

7) 高倉翔「義務教育費国庫負担制度の変則的機能」『教育学研究』第30巻第3号 1963年9月、国立教育研究所編集『日本近代教育百年史 2』1974年 第三

編第三章教育財政構造の変容(高倉翔執筆)などを参照。

8) 藤田は、「国庫負担金の増額とともに、地方の教育財政は、いよいよ反自治的なものとなった」(前掲『日本地方財政発展史』p.261)と述べている。

9) 伊藤和衛『現代教育財政』明治図書 1950年 参照。

10) 五十嵐顕『教育財政学講義』東京大学教育行政学研究室 1978年 参照。

11) 本稿で用いた文部省公文書は、「昭和59年度移管分」として国立公文書館に所蔵されているものの一部で、関連する資料は「市町村義務教育費国庫負担法ノ沿革」(全1冊)と「小学校教員俸給・赴任旅費ノ道府県負担移管ニ関スル文書・資料」(全3冊)の計4簿冊に綴られている。本稿では、資料の所在を示す際、文部省公文書「沿革」又は「移管」(第1冊)のように略記する。

12) 前掲『資料 臨時教育会議 第一集』p.83

13) 例えば、1926年負担法中改正が行われた第51回帝国議会において、山崎達之輔(政友会)は、政友本党の義務教育費国庫負担金4,000万円増額案について質した際、市長村と国家が「各半額ヲ負担スルノガ適当デアル」というのが臨時教育会議答申の趣旨であると自説を述べている(「第五十一回帝国議会衆議院所得税法中改正法律案(政府提出)外二十七件委員会会議録 第十二回」1926年2月14日)。

14) 帝国教育会『帝国教育会五十年史』1933年 p.134 参照。

15) 例えば、1930年負担法中改正が行われた第58回帝国議会において、田中隆三(民政党、文相)は改正案の提案理由説明の中で、臨時教育会議の決議は「半分ト云フノガ根本デハナイ」とし、「全額ガ支弁出来レバ結構ダト云フヤウナ心持」であることが「其時ノ理由書ノ中ニハ明ニ表レテ居ル」という理解を示している(「第五十八回帝国議会衆議院市町村義務教育費国庫負担法中改正法律案委員会会議録 第一回」1930年5月1日)。

16) 「第四十回帝国議会衆議院市町村立小学校教員俸給国庫負担法案委員会会議録(筆記)第二回」1918年2月1日

但し、岡田は同委員会でも臨時教育会議は「小学教員俸給ノ半額ニ達スルヲ限度トシテ国庫カラ之ヲ補助シテ行ク」という意味の決議をしているとも述べており、この段階では、同答申が「半額主義」を採っているという理解であった可能性は否定し得ない。船越源一『小学校教育行政法規精義』(東洋図書 1935年)は、岡田良平の「国庫負担法の制定」(国民教育奨励会

『教育五十年史』民友社（1922年）の異文と言える「市町村義務教育費国庫負担法ノ沿革」を掲載しているが、そこでは、臨時教育会議答申について「国家ト市町村ト半額主義ノ共同負担」（p.583）と説明されている。しかし、この半額という標準は、およそ全額国庫負担は夢物語という当時の財政状況の下で、大蔵省に対する予算要求の積算根拠を示すための便宜以上のものではないというのが岡田の真意であったものと思われる。

なお、この点に関し、『教育時論』は臨時教育会議委員であった三土忠造の見解として臨時教育会議決議が「教員給全額の国庫支弁を急務とせるも財政の許さざるものあるを慮り連帯支弁として教員給の半額を国庫より支出せしむる事とせるは帝国の財政が現在又将来に於ても半額迄の負担に堪へ得るものと認めたるに因る」ものであることを伝えている（「小学改善決議内容」『教育時論』第1173号 1917年11月 p.13）。

- 17) 「第五十一回帝国議会衆議院予算委員会義録（速記）第十一回」1926年2月12日
 - 18) 岡田良平「義務教育費国庫負担問題」『帝国教育』1930年4月 p.33
 - 19) 1930年前後に作成されたと推定される「市町村義務教育費国庫負担ニ関スル概要 普通学務局」（文部省公文書「沿革」）に、第五十一回帝国議会における東武と岡田文相の問答が採録されており、岡田の見解を文部省も認めていたこと窺わせる。また、「昭和五年三月 市町村義務教育費国庫負担法ノ精神 文部省普通学務局」（文部省公文書「移管」第一冊）においては、市町村義務教育費国庫負担法が「連帯支弁主義」を採っている理由は説かれているが、国庫負担金額の標準については何等触れられていない。
 - 20) 政友会がいつの時点から「半額主義」を採るに至ったかは必ずしも詳らかでない。しかし、地租委譲論との関連に着目すれば、政友会が地租委譲を政策化したのは1923年1月であったとされているから、「半額主義」もこの段階で確立されたものとみることができよう。
- なお、政友会の地租委譲論については、宮崎隆次「大正デモクラシー期の農村と政党（三・完）」『国家学会雑誌』第93巻第11・12号 1980年11月 参照。
- 21) 石川準吉『総合国策と教育改革案』（清水書院 1962年）所収 p.690
 - 22) 菊池悟郎編『立憲政友会報国史上巻』原書房 1973年 pp.1037-1038
 - 23) 義務教育費国庫負担金増額の経緯については、三浦藤作『義務教育費沿革史』（未定稿）、前掲・藤田武夫『日本地方財政発展史』、前掲『日本近代教育百年史 2』

を参照した。煩瑣を避けるため、これらの文献からの引用注等は省略する。

- 24) 全国町村長会創設の経緯については、今吉敏雄編集『全国町村会史』（1958年）参照。
- 25) 全国町村長会と義務教育費国庫負担問題との関係については、宮崎隆次「大正デモクラシー期の農村と政党（二）」『国家学会雑誌』第93巻第9・10号 1980年9月 参照。
- 26) 前掲・帝国教育会『帝国教育会五十年史』pp.200-201
- 27) 第44回帝国議会における井上角五郎（政友会）外13名提出「市町村教育費ノ整理ニ関スル建議」の一節（阿部磯雄『帝国議会教育議事総覧 四』1933年 p.247）。
- 28) 臨時教育行政調査会については、八本木浄『両大戦間の日本における教育改革の研究』（日本図書センター 1982年）が詳しい。
- 29) 小学校教員俸給に対する国庫負担金の割合については、瀬戸山孝一『文教と財政』（財務出版 1955年）所載の「第14表 義務教育費国庫負担法による国庫負担額と負担率の変遷」（p.34）による。なお、同表の小学校教員俸給は、高等小学校教員俸給を含む。
- 30) 「第五十一回帝国議会衆議院所得税法中改正法律案（政府提出）外二十七件委員会会議録（速記）第十二回」1926年2月14日
- 31) 財団法人桜田会『総史立憲民政党 理論編』学陽書房 1989年 p.424参照。
- 32) 1932年補助法は、3年間の時限立法として成立し、1932年度から1934年度まで毎年1,200万円が国庫より支出された。その後、抜本的な税制改革が遅れたために900万円に減額されて1年間延長された後廃止され、その地方財政補給金としての機能は一般的な地方財政調整制度の萌芽である臨時町村財政補給金（1936年）及び臨時地方財政補給金（1937年）制度に移された。
- 33) 前掲・国立教育研究所編『日本近代教育百年史 2』p.207
- 34) 『第六十三回帝国議会衆議院市町村立尋常小学校費臨時国庫補助法案委員会議録（速記）第二回』1932年8月29日
- 35) 同 上
- 36) 同 上
- 37) 岡田良平「国庫負担法の制定」（国民教育奨励会『教育五十年史』1922年 民友社）p.293
- 38) 『第六十四回帝国議会衆議院請願委員第四分科会議録（速記）第一回』1933年2月1日
- 39) 『第六十三回帝国議会衆議院市町村立尋常小学校費臨時国庫補助法案委員会議録（速記）第二回』1932年

8月29日

40) 「小学校長の地位擁護 奏任待遇増加は「花」 俸給国庫支弁は「實」普通学務当局談」『教育週報』第487号 1934年9月15日付

41) 下村寿一「市町村立小学校教員俸給費府県支弁に就いて」『文部時報』第565号 1936年10月 p.64

42) 「小学校校長優遇案に賛否対立俸給国庫支弁に町村長甚だ不機嫌曰く『白熱的反対』と福井町村長会主事語る」『教育週報』第488号 1934年9月22日付

43) 「小学校長給国庫支出問題つひに絶望河原普通局長談」『教育週報』第539号 1935年9月14日付